

園児の安全のために



カトリック光丘幼稚園

災害時

災害対策の基本は、

1	備える：事前の危機管理
2	守る：発生時の危機管理
3	立て直す：事後の危機管理

この3つを柱として取り組むべきと考えます。そこで、本園では、様々な災害を想定して備え、園児たちを守り、さらに災害が発生した場合の対応を以下のように取り決め、保護者や地域と連携いたします。また、災害はいつ起こるかわからないため、「子どもたちの命を守ること」を最優先に取り組んでいます。

【保護者の皆様へのお願い】

- ・ 緊急連絡先・引き渡し者の情報を必ず最新の状態にしてください。
- ・ ご家庭でも、災害時の避難場所や連絡方法を話し合っておいてください。
- ・ 園からのメール・アプリ通知は、災害時に重要な情報を配信しますので、受信設定をご確認ください。

緊急時対応について（コドモン配信いたします）

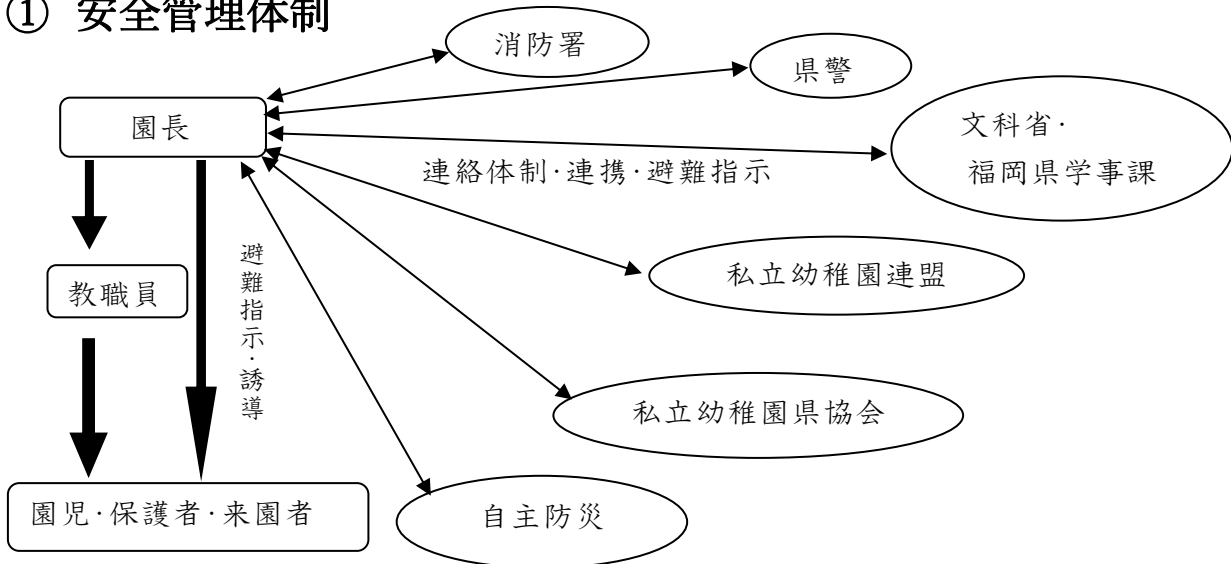
《災害時の3つの方針》

- ① 朝7時前までにニュース等で大雨・大雪警報が発令された場合
→休園
- ② 朝7時前までに震度4以上の地震を観測した場合
→休園
- ③ 登園後に震度4以上の地震があった場合
→直接園にお迎え・通園バスは運休になります。

※上記の災害が予想される際、地域又、各自の判断で待機してください。

1 備える：事前の危機管理

① 安全管理体制



② 備蓄

園には以下のものを備えています。

- ・健康・安全を守るもの 通常のおやつストック（乾パンなど）、水分（ミネラルウォーター：園児一人1.5ℓ）、毛布
 - ・情報を確保するもの ラジオ、乾電池、携帯電話
- * 1日以上過ごす必要が生じた場合は、広域避難場所もしくは役所の指示のもと移動します。そこには、非常食、毛布、炊き出しの食材や備品が備蓄されている想定です。
- ・AED：職員室に1台、緊急時に持ち出す非常持出袋（バックパック）があります。

③ 点検

備蓄されている食品や水分、情報を入手する機器が常に速やかに運び出され、活用できるように随時、点検・確認します。

④ 避難訓練

年に8回、以下の内容で避難訓練を行っています。

＜火災、地震、水害、不審者対応、園児引き渡し＞

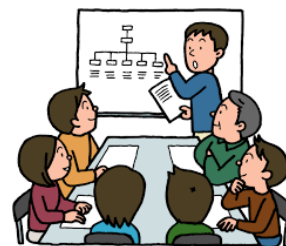


⑤ 経路及び場所

大きな地震、火災の際、直ぐに避難できる1次避難場所は光丘公園です。避難経路は職員室に掲示しています。園舎が安全であることが確認できれば通常の保育活動に戻りますが、待機する必要がある場合は幼稚園ホールまたは2次避難場所（安全確認後の光の園保育園、那珂南会館、那珂南小学校等）で過ごします。

⑥ 教職員研修

カトリック光丘幼稚園の教職員は、保育活動の中で取り組む避難訓練の他、講師を招いての応急処置やAED使用・アレルギー対応のエピペンの取り扱いの講習会を開催しています。今後もかけがえのないお子様のいのちを預かるものとしての自覚と責任をもち実践的な学びを深めていきたいと思えます。



2 守る：発生時の危機管理

① 緊急地震速報または火災報知器

大きな地震または火災の場合気象庁より緊急地震速報が入ります。火災の際は、火災報知器等が鳴り響きます。それを受けたら直ちに園内放送をかけ、避難を呼びかけます。

- ・クラス活動時間→担任誘導
- ・学年活動時間 →学年担当誘導
- ・自由活動時間 →近くにいる教職員誘導

「おさない・走らない・しゃべらない・戻らない」
お・は・し・もの原則を守り避難誘導いたします。

- ・事務職員は最低の備品等を持ち出します。
- ・園長は全体の安全を把握し、情報収集を図り避難のために必要な最終確認をいたします。



② 初期誘導・避難

担任または担当は、園児を落ち着かせ、適切な指示を伝え、安全な場所へ速やかに誘導します。その他教職員全体で、状況に気づいていない園児がいないか、注意を払い、最後の園児を確認してから園庭へ避難します。補助教諭は状況に応じてバス車庫シャッターの開放、2次避難場所の安全確認を行い子どもの避難補助をいたします。

③ 安全確保

教職員は、可能な限り2次災害を未然に防ぐための作業を行いますが、園児最優先で、園児への援助が必要な場合は、園児優先の措置をとります。

④ 点呼・安否確認

初期避難場所（光丘幼稚園園庭）に集まり次第、担任、担当が点呼して園児の安否を園長・教頭に報告します。



3 立て直す：事後の危機管理

① 政府・自治体と住民の役割分担

最新の防災基本計画では、国・自治体・住民・事業者の役割分担を明確にし、住民自身の防災力向上を重視しています。

国：防災計画や情報提供

自治体：避難指示・避難所運営

住民：自助・共助

上記三つが基本構造です。災害時は誤情報が広がるため、政府広報は公式情報の利用を強く推奨しています。

② 負傷者の手当て

負傷者がいる場合は、応急処置を行います。負傷の状況によってその場で処置する場合と移動する場合があります。移動手段は、負傷の状態によっておんぶや抱っこ、担架を使用する場合があります。安全な場所に移動した後、応急処置を行います。安静な状況を保持し、救護を待ちます。救急車や救急へりが到着した際、重症の方から優先的に搬送・救護されることとなります。

③ 持ち出し備品

職員室、ランチルームに避難の際に必要な備品が収納されています。避難誘導の際可能な限り持ち出します。

【保育者】 クラス名簿・引き渡しカード

【職員室】 応急手当の備品・毛布・A E D・ラジオ・電池・携帯電話・
懐中電灯

【ランチルーム】 水・食品・乾パン等

④ 連絡体制・登園降園

・在園中（園児が園にいるとき）に災害が起きた場合の対応

① 直ちに人員点呼を行い、所定の場所へ避難・誘導します。

② 保護者の迎えを待つ間は、絵本や紙芝居を見せるなどして安心させながら過ごします。

③ 保護者に園児をスムーズかつ確実に引き渡すため、引き渡し場所を設定し引き渡しカード（園児の引き渡しを確実にを行うためのカード）に基づいて順番に対応します。

（引き渡しカードは、緊急時の混乱を避け、確実にお子様を保護者に引き渡すためのカードです。その為、緊急時のみ使用します。）



◎登園中・降園中の場合の対応（災害時）

①（歩きコース）保護者と一緒に登園中→各自直ちに帰宅し各自安全を確保してください。

②（バスコース）

通園バス登降園中園児達がバス停で待っている場合

→ 各自直ちに帰宅させ各自安全を確保してください。

園児がバスに乗車している場合

→ バスは園へ直帰または、状況に応じてその場待機し安全を確保します。安全確認後園へ帰ります。

* 状況に応じてお迎えをお願いします。

◎その他について

災害時の連絡については、通信が遮断され連絡が取れないことも想定されます。また、予想外のことが起こり得ることもあります。そのため、上記のようなマニュアル通りには出来ないこともありますので、各自で最善の判断で、園児の安全第一を念頭にご協力くださいますようお願いいたします。

④ 引き渡し

引き渡しの判断は園児の安全を優先するために以下の配慮をします。

- ・原則保護者に引き渡します。（未成年者のご兄弟への引き渡しはいたしません。）
- ・保護者が被害にあった場合、また移動困難になった場合は、祖父母等血縁関係者への代理人であることを証明できる身分証明などを確認、またはコピーさせていただき署名の上引き渡しできることもあります。（不明な際は、いかなる場合も引き渡しはいたしませんのであらかじめご了承ください。）
- ・被害によっては、情報を共有し、引き渡しを行わず、保護者とともにとどまることを指示いたします。
- ・保護者、代理人が引き渡し困難な場合、可能な限り園でお預かりし、安全を第一に過ごせる体制を整えています。



【その他】



① 通園バス

- ・バス停までは、保護者が必ず送迎してください。
- ・バスの利用に変更の際は、事前にコドモンにて必ずお知らせください。災害等の対応（震度4以上の大きな地震 または 身に危険が及ぶ事故、災害等）

◎登園乗車中・降園乗車中・バス停待ちの対応

保護者・園児達がバス停待ちの場合	→各自直ちに帰宅し、身の安全の確保をお願いいたします。
園児がバスに乗車している場合	→バスは園へ直帰または、状況に応じてその場待機し安全を確保します。安全確認後園へ帰ります。園へお迎えをお願いいたします。
園児がバス停に到着している場合	→状況に応じて保護者とともに園児最優先の判断をお願いいたします。

② 災害時等の登園について

1 分散登園

- ① お子様の感染を未然に防ぐための予防措置として各学年、各クラスを分散して保育する登園形態です。
- ② 預かり保育は2号認定の方といたします。（1号認定の方はご相談ください）

2 自由登園

- ① ご家庭でお子様が過ごすことができる場合は登園を控えて頂くことを園からお願いするシステムです。
- ② 通園バス・給食は停止します。
- ③ 自由登園日に予定されている各行事は延期または中止になります。
- ④ 預かり保育は2号認定の方といたします。（1号認定の方はご相談ください）

3 臨時休業

- ① すべてが休業となります。
- ② 預かり保育はお休みです。



感染症出席の取扱いについて

(文部科学省の指針に準じて対応します)

- ① 園児の感染が判明した場合又は園児が感染濃厚接触者に特定またはその恐れがある場合には、学校保健安全法第 18 条、第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取ります。
- ② 上記のほかに「欠席」扱いしない場合 医療的ケア児、基礎疾患児について、登園すべきではないと判断された場合、及び保護者 から感染が不安で休ませたいとの申し出あった園児について感染拡大の状況に応じて合理的な理由があると園長が判断する場合は、指導要録上「出席停止の日数」と記録し、欠席とはしないことも可能。

令和 6 年 10 月改訂版

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第 1 類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ベスト、マールブルブ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属性インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H 5 N 1 であるものに限る）	治癒するまで
第 2 類	インフルエンザ（鳥インフルエンザ (N5N1) を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は 5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで	
第 3 類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他感染症※	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで

*その他感染症

…溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症など学校教育活動において流行を広げる可能性があり、医師において感染の恐れがあると認められたもの。



給食



給食は外部委託給食となり定期的に設備管理が行われています。

- ・ 万が一、食中毒が疑われる事故が発生した場合には、速やかに医療機関へ診察を受けさせ、状況を記録し、博多保健所及び保護者へ報告いたします。
- ・ 給食については保健所の指導により、一週間の保存を義務付け、速やかな解明を行います。
- ・ 食中毒防止のため、お休みの園児の給食の引き取りは午後1時とし、それ以降の引き取りはご遠慮いただいております。

アレルギー

学校管理生活指導票に基づき、アレルギーの対応をおこなっています。

- ・ 事前にお知らせいただいたアレルギーの内容に応じて連絡いたします。
【緊急性があるお子様のみ預かっている薬を飲ませます。ご家庭へ連絡し、救急車の要請を同時進行いたします。】
- ・ アナフィラキシーショック症候群のお子様には、アレルギー発生後即時にエピペンを使用し、ご家庭へ連絡し、救急車の要請を同時進行いたします。

各行事

各行事においては、教職員はもちろん、保護者会役員を中心に、各保護者の方々の協力もいただきながら園児のために、また園関係者（保護者・ご祖父母様）に安全にご協力いただきます。

その際、特に、医療従事者、消防士、救急救命士の方々にはご協力をお願いいたします。



防犯

日頃の防犯管理に関しては文部科学省の指針に従って体制を整えています。

- ・ 朝・帰りの職員見回り
- ・ 出入口等の防犯カメラ設置
- ・ 園児に対する避難訓練及び教職員研修の実施
- ・ 送迎の際、通用門を必ず閉めてください。
- ・ 送迎の際、必ずお子様の手をつないで車に気を付けてください。
- ・ 園内はすべて禁煙です。



遊具の安全

園内の遊具は定期的な業者がメンテナンス点検を行い、園児には遊具の使い方等、安全指導を行います。

- ・ 降園時間以降、保護者へ園児を引き渡した後は、保護者の責任において安全にご使用ください。

発熱・けが

保育中に37.5度以上の発熱がある場合、又熱はなくても体調が悪い場合、嘔吐や下痢、腹痛、大きなけが等については、保護者に連絡をいたします。連絡後、お迎えに来ていただくか、大きなけが等に関しては病院へ直接きていただくことがあります。連絡がつかない場合は状況に応じて、直接医療機関の診察を受けることがあります。

【幼児生活調査票・出席カード（シール帳）へかかりつけ病院名等の記載を必ずおこなってください】

- ・ 擦り傷等のけがの場合応急措置（流水で洗い、消毒等）を施します。
（消毒等の手当てが不要な方は事前に担任にお伝えください）



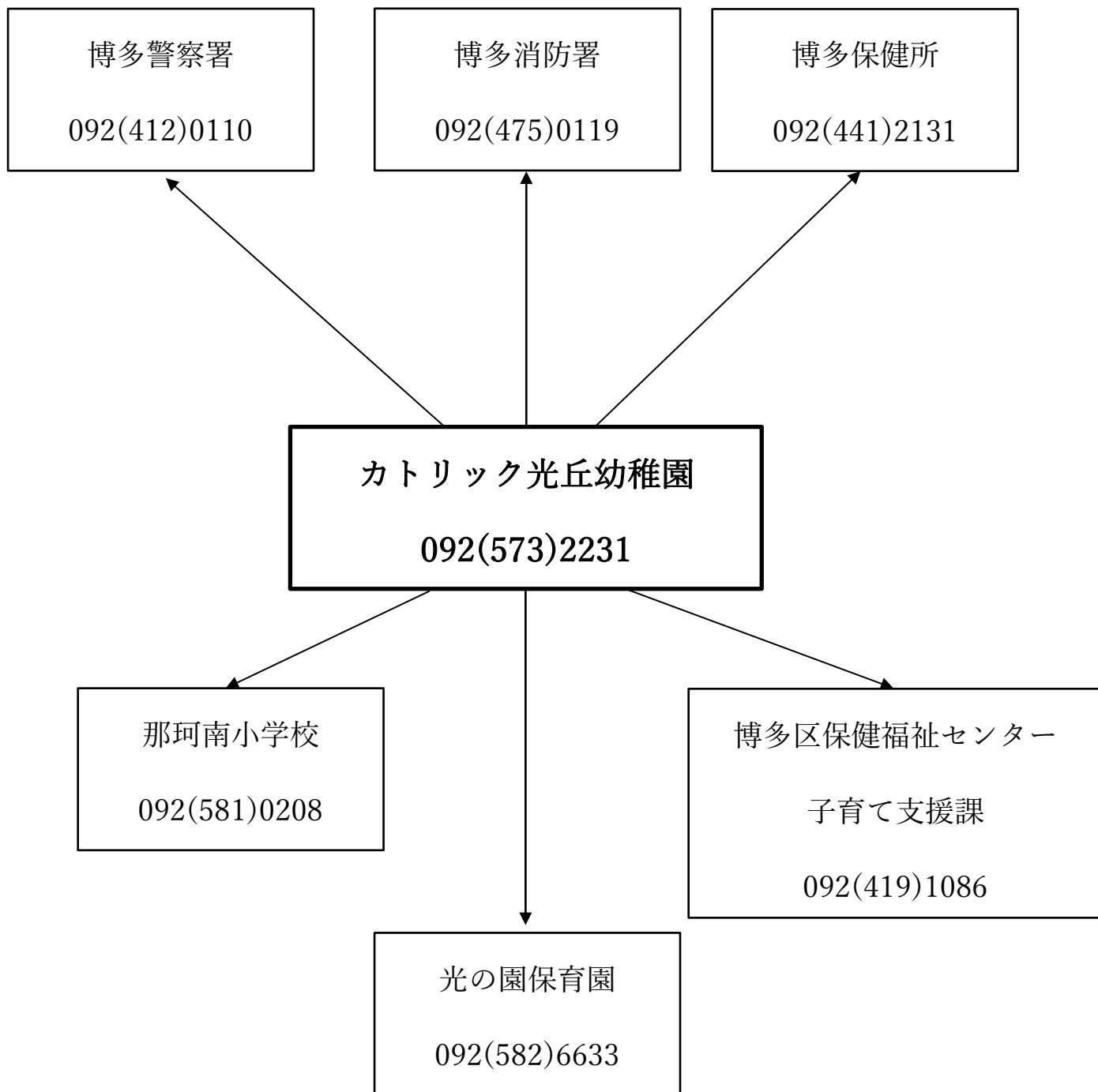
個人情報について

お子様の健康管理・安全管理・緊急時の対応・保育上必要な書類については情報を収集いたしますが、個人情報の取り扱いについては十分に配慮していきます。「園だより」等で誕生日をお祝いする意味でお子様の誕生月を掲載しますが、各ご家庭で十分管理くださいますようお願いいたします。

- ・ 園の活動など、個人的に写真を撮られる際、(犯罪防止のために) 特に SNS (X、Instagram、LINE 等) の使用について、幼稚園の情報又、個人に関わる事項の掲載はなさないでください。(他のお子様が写真に載った際、園は一切責任を負えません)
 - ① 園のお子様の様子または顔写真の掲載
 - ② 個人情報に関わる全ての事項
- ・ 保護者同士のメールアドレス交換、LINE による通信等の安易な交換は十分に留意くださいますようお願いいたします。



セーフティネットワーク



●各市町村の子育て支援課または学校教育課と連携をとっていきます



MEMO

